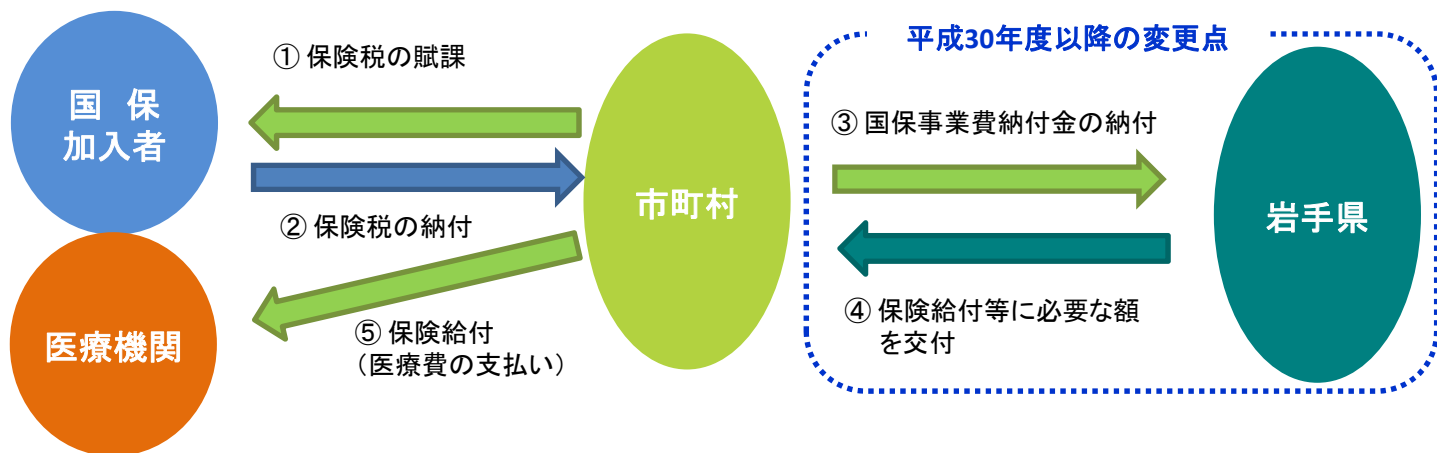


# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

- 国民健康保険は、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは、県と市町村が共同で運営します。
- 県は、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担います。
- 市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。

## 制度の仕組み



### 【市町村の主な役割】

- ・ 被保険者証の発行などの資格管理
- ・ 標準保険料率を参考に保険税率を決定
- ・ 保険税の賦課、徴収
- ・ 保険給付の決定、支給
- ・ 保健事業の実施 など

### 【県の主な役割】

- ・ 県全体の国保財政の運営
- ・ 市町村ごとの国保事業費納付金の決定
- ・ 市町村ごとの標準保険料率の算定・公表
- ・ 保険給付等に必要額を市町村に交付 など

## Q1 平成30年度から何が変わるの？

A1 県と市町村が共同の保険者になることに伴って、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更となります。(詳しくは裏面をご覧ください。)

## Q2 これまで市町村の窓口で行っていた手続きも変わるの？

A2 各種申請や届出は、これまでどおり市町村の窓口で手続きをします。保険税についても、これまでどおりお住まいの市町村に納めます。

## Q3 保険税はどうなるの？

A3 県は、市町村が保険税率を決める際に参考となる標準保険料率を市町村に示します。市町村は、県が示した標準保険料率を参考にして、保険税率を決定します。

# 被保険者証の様式が変更になります。(イメージ)

現行 (省令様式)

国民健康保険 被保険者証	有効期限	年	月	日
記号	番号			
氏名	性別			
生年月日		年	月	日
資格取得年月日		年	月	日
交付年月日		年	月	日
世帯主氏名 住所				
保険者番号				
保険者名				印



改正案

岩手県	有効期限	年	月	日
国民健康保険 被保険者証				
記号	番号			
氏名	性別			
生年月日		年	月	日
交付年月日		年	月	日
世帯主氏名 住所				
保険者番号				
交付者名				印

- 都道府県名が入ります
- 市町村による資格管理の開始日が入ります
- 交付者はこれまでどおり市町村です

市町村印

## 高額療養費の多数回該当に係る該当回数が引き継がれます。

- 高額療養費の多数回該当は、過去12ヶ月以内に高額療養費の支給が4月以上である場合に自己負担額が引き下げられる制度です。
- これまでは、他市町村へ住所異動した場合、改めて1回目からカウントされていました。平成30年度以降は、岩手県内での住所異動で、世帯の継続性が保たれていれば、平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

【現行】

平成28年度					平成29年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○ <sup>①</sup>			○ <sup>②</sup>		○ <sup>③</sup>	● <sup>④</sup>			○ <sup>①</sup>		○ <sup>②</sup>

他の市町村に住所異動した場合、異動月からカウントするため1月目となります

多数回該当 (4月目)

県内市町村間住所異動

多数回非該当 (1月目及び2月目)

【改正後】

平成29年度					平成30年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○ <sup>①</sup>			○ <sup>②</sup>		○ <sup>③</sup>	● <sup>④</sup>			○ <sup>①</sup>		● <sup>④</sup>

多数回該当 (4月目)

県内市町村間住所異動

多数回該当 (4月目)

岩手県内の住所異動であれば、該当回数を通算できるため3月目となります

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住いの市町村です。



○問い合わせ

岩手県保健福祉部健康国保課(国保担当)  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1  
TEL:019-629-5479、5477  
または  
お住いの市町村国民健康保険担当課へ